

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…

○東京都立海上公園の休園……………

……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…

### 告示（選）

○東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する  
異議申出についての決定……………

### 規程（下水）

○東京都下水道局指名業者選定委員会規程の一部を  
改正する規程……………

○東京都下水道局一般競争入札運営委員会規程の一  
部を改正する規程……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

### 雑報

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………

……………（東京都職員共済組合）…

### 告示

#### ●東京都告示第千三百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

東京都知事 小池百合子

#### 一 変更事項

組合の地区に係る事項

#### 二 変更内容

組合の地区に茨城県神栖市を加える。

#### 三 規約の変更の認可の年月日

平成二十九年八月十六日

#### ●東京都告示第千三百七十五号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七七号）第十八條の規定に基づき、東京都立晴海ふ頭公園を次のとおり休園する。

平成二十九年九月八日

東京都知事 小池百合子

一 休園面積 二四、五一三・二七平方メートル

二 休園年月日 平成二十九年十月一日

三 理由 公園改修工事のため

### 告示（選）

#### ●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

平成二十九年七月二日執行の東京都議会議員選挙におけ

る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五條の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

東京都選挙管理委員会

29 選選第270号

決 定 書

異議申出人	津田玄兒
同	村中貴之
同	岡崎慎子
同	下里大介

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から平成29年7月12日に提起された、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の練馬区における選挙の効力に不服があるとの異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人らが、次の異議の申出の理由により、本件選挙の練馬区における選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号。以下「本件条例」という。）の定数配分規定が憲法に違反すること。

ア 本件条例の平成28年6月21日の一部改正は、中野区及び北区の各選挙区の定数を各1人減じ、町田市及び北多摩第三の各選挙区の定数を各1人増加するものであった。その結果、改正後の本件条例の定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）は、人口比例配分に基づく議員定数の配分と比較すると、新宿区、墨田区、大田区及び杉並区の各選挙区で各1人多く、江東区、世田谷区、練馬区及び江戸川区の各選挙区で各1人少ない定数を定めている。これは、都議会議員選挙の投票価値において、江東区、世田谷区、練馬区及び江戸川区の住民を差別するものであり、憲法第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第93条第2項による投票価値の平等な選挙権を制限するものである。

イ 本件定数配分規定が江東区、世田谷区、練馬区及び江戸川区の住民の投票価値の平等な選挙権を制限していることの立法目的は、①各選挙区における生活実態を考慮すること、②近年の人口移動の変化等を考慮すること、③激変を避け漸次改革を進めることの3つであるが、いずれも正当性を欠き、選挙権を制限するための必要不可欠なものとは認められない。このため、本件定数配分規定は、憲法14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第93条第2項に違反する。

(2) 本件定数配分規定が国際規約に違反すること。

本件定数配分規定は、全ての市民に対し普通かつ平等な選挙権を保障している市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」という。）第25条の規定に違反する。

第2 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを

受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

1 認定事実

(1) 都議会は、平成13年7月3日、本件条例の定数を128から127(渋谷区選挙区の定数を3から2とする。)とする一部改正を行い、平成13年3月15日、定数を2増2減する内容の一部改正を行った。

(2) 平成24年6月19日、都議会のあり方検討会は、都議会議員の定数是正を含めて、検討結果の第一次報告を行った。その概要は以下のとおりであった。

ア 総定数について

前回、定数を是正した平成13年から東京都全体で約110万人の人口増加があり、議員1人当たりの人口の全国平均を基に都議定数を試算すると281人となるが、現在の社会経済状況等を踏まえて、現行の127人を維持すべきである。

イ 選挙区について

千代田区、島部の両区とも見直す状況には至っていないことから、引き続き特例選挙区として存置するべきである。

ウ 各選挙区の定数配分について

平成13年定数は正時との定数較差の最大値の比較では、1.97から1.92に改善され、2倍以内に収まっていることから、選挙区別定数配分については現行どおりとすべきである。

(3) 平成13年改正の本件条例に基づき、平成25年6月24日に執行された東京都議会議員選挙時の概要は以下のとおりであった。

ア 特例選挙区である千代田区選挙区の配当基数は0.455、島部選挙区の配当基数は0.268である。

イ 本件条例に基づく定数配分(以下「条例定数」という。)が人口比例配分に基づく定数配分(以下「人口比例定数」という。)より上回る選挙区が7選挙区、下回る選挙区が6選挙区であり、2人以上の定数差があるの

は江戸川区の1選挙区のみである。

ウ 議員1人当たりの人口の較差(特例選挙区を除く。)は、最少の中野区選挙区78,688人に対して、最大の北多摩第3選挙区151,172人で1.92倍となる。

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は12通りある。

(4) 平成25年執行の東京都議会議員選挙における選挙の効力に関する訴訟において、最高裁判所は「本件選挙当時における投票価値の較差が、東京都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達している」ということはできず、また、本件条例における定数配分規定の趣旨やその改正経緯等に照らせば、平成13年条例改正の当時において公職選挙法15条8項ただし書にいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとはいえず、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいえないから、本件選挙の施行前に本件条例の定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということはできない」として、本件条例の定数配分規定について適法と判断した(最高裁判所第1小法廷平成27年1月15日判決)。

(5) 都議会は、平成28年6月15日、本件条例を一部改正し、定数が2増2減されたほか、それまで特例選挙区であった千代田区選挙区が要件を満たさなくなったことから、特例選挙区の対象から外された。

(6) 本件選挙の基礎となる、平成27年実施の国勢調査の結果(確定値)に基づく都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差は、別紙資料のとおりであり、本件選挙時の概要は以下のとおりである。

ア 特例選挙区である島部選挙区の配当基数は0.249である。  
イ 条例定数が人口比例定数より上回る選挙区が4選挙区、下回る選挙区が

4選挙区であり、2人以上の定数差がある選挙区はない。

ウ 議員1人当たりの人口の較差は、最少の千代田区選挙区58,406人に対して、最大の武蔵野市選挙区144,730人で2.48倍となる。

エ 人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は6通りある。

2 申出人らの主張に対する当委員会の判断

(1) 本件定数配分規定の違憲性について

ア 都道府県議会の議員の定数は、公選法第15条第8項の規定により配分されるが、この規定は、都道府県議会の議員の選挙に関し、都道府県の住民が、その選挙権の内容、投票価値においても平等に取り扱われるべきであるとの憲法の要請を受け、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解される。

もともと、公選法第15条第8項の規定から明らかなように、具体的な定数配分の決定においては、人口比例以外の基準を考慮することも当然に想定されており、人口比例以外の基準をどのような内容で、どの程度採り入れるかについては、明確な基準が規定されていないところである。

したがって、定数配分規定が公選法第15条第8項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。しかし、定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいはその後の人口の変動により右不平等が生じ、それが都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしん酌してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、この不平等は、もはや都道府県議会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、公選法第15条第8項違反と判断されるものである（最高裁判所大法

廷昭和51年4月14日判決・民集30巻3号223頁、同大法廷昭和58年11月7日判決・民集37巻9号1243頁、同大法廷昭和60年7月17日判決・民集39巻5号1100頁、最高裁判所第1小法廷平成27年11月15日判決・集民249号1頁、最高裁判所第2小法廷平成7年3月24日判決・集民174号877頁、最高裁判所第3小法廷平成3年4月23日判決・民集45巻4号354頁）。

イ これを、本件定数配分規定についてみると、本件選挙当時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が8選挙区、特別選挙区を除いたその他の選挙区間における議員1人に対する人口の最大較差は千代田区選挙区の1対武蔵野市選挙区の2.48、いわゆる逆転現象が6通りであるが、条例定数と人口比例定数との不一致、千代田区選挙区を1とした場合の人口較差及び逆転現象のいずれも、平成25年執行東京都議会議員選挙に比べて減少していることが認められる（平成25年執行東京都議会議員選挙時においては、条例定数と人口比例定数とが不一致の選挙区が13選挙区（うち1選挙区は定数差が2人）、特別選挙区である千代田区とその他の選挙区間における最大較差1対3.21、逆転現象12通り）。

平成25年執行東京都議会議員選挙における定数配分規定については、平成27年1月15日の最高裁判所判決において、都議会の裁量権の合理的行使として適法と判断されているところである。

また、本件定数配分規定は、平成25年執行東京都議会議員選挙の後、平成28年条例改正により人口較差及び逆転現象の改善が図られたものであることを考慮すると、都議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしん酌してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえないと認められ、都議会に与えられた裁量権の行使として許容できるといふべきである。

したがって、この点についての申出人らの主張は理由がない。

(2) 本件定数配分規定の国際規約第25条違反について

ア 公選法第1条において「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」と規定されている。

当委員会は、公選法にのっとり、選挙の適正な執行管理をしている機関であり、公選法にのっとり行つた行為が国際規約に反するか否かを判断する立場にはなく、その権限も有していない。

イ また、選挙の効力を争う争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すとされている(最高裁判所昭和27年12月4日判決・民集6巻11号1103頁、最高裁判所昭和61年2月18日判決・最高裁判所裁判集民事147号61頁)。

ウ しかしながら、この点についての申出人らの主張は理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実は認められない。よつて、本件異議の申出については、本件選挙を無効とすべき理由もないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却することとし、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成29年8月9日

東京都選挙管理委員会  
委員長 宮崎 章

(別紙) 資料

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(資料)

都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び数差

(平成27年10月1日国勢調査人口推定値)

選挙区 (区域)	平成27年 国勢調査人口 (推定値)		配当数 (127×A÷都計人口)	比例配分に 基づく定数	余剰定数	比例配分 定数との差	議員1人当たりの人口 A÷D	数差
	A	B						
総数	13,515,271	127	127	127	127	127	106,419	182
千代田区	9,272,740	87	87	87	87	87	106,583	182
中央区	4,216,040	39	39	39	39	39	108,104	185
港区	26,491	0.249	1	1	1	1	26,491	0.45
千代田区	58,406	0.549	1	1	1	1	58,406	1.00
中央区	141,183	1.327	1	1	1	1	141,183	2.42
港区	243,283	2.286	2	2	2	2	121,642	2.08
文京区	333,560	3.134	3	3	3	3	83,390	1.83
台東区	219,724	2.085	2	2	2	2	109,862	1.88
台東区	198,073	1.881	2	2	2	2	99,037	1.70
台東区	296,274	2.801	2	2	2	2	83,423	1.46
台東区	498,109	4.681	3	3	3	3	129,372	2.13
台東区	396,955	3.685	3	3	3	3	98,714	1.89
台東区	217,022	2.072	2	2	2	2	82,491	1.59
台東区	619,432	5.829	5	5	5	5	123,887	1.82
台東区	224,833	2.110	2	2	2	2	112,417	1.82
台東区	328,215	3.094	3	3	3	3	109,405	1.87
台東区	583,997	5.300	5	5	5	5	140,000	1.81
台東区	291,167	2.726	3	3	3	3	87,056	1.66
台東区	341,076	3.205	3	3	3	3	113,692	1.95
台東区	212,664	1.995	2	2	2	2	106,132	1.82
台東区	581,916	5.280	5	5	5	5	112,383	1.92
台東区	721,722	6.792	7	7	7	7	120,287	2.06
台東区	670,122	6.297	6	6	6	6	111,697	1.91
台東区	442,913	4.182	4	4	4	4	110,728	1.90
台東区	681,288	6.402	6	6	6	6	138,280	2.33
台東区	577,519	5.427	5	5	5	5	115,503	1.98
台東区	176,295	1.657	2	2	2	2	88,148	1.51
台東区	144,730	1.360	1	1	1	1	144,730	2.48
台東区	186,936	1.757	2	2	2	2	93,468	1.60
台東区	137,381	1.291	1	1	1	1	137,381	2.35
台東区	260,274	2.446	2	2	2	2	130,137	2.23
台東区	111,539	1.048	1	1	1	1	111,539	1.91
台東区	432,348	4.063	4	4	4	4	108,087	1.85
台東区	121,396	1.141	1	1	1	1	121,396	2.08
台東区	190,005	1.785	2	2	2	2	95,003	1.53
台東区	186,283	1.750	2	2	2	2	93,142	1.59
台東区	200,012	1.879	2	2	2	2	100,006	1.71
台東区	233,515	2.392	2	2	2	2	126,758	2.17
台東区	58,339	0.548	1	1	1	1	58,339	1.00
台東区	86,639	0.802	1	1	1	1	86,639	1.51
台東区	90,944	0.841	1	1	1	1	90,944	1.61
台東区	17,448	0.164	1	1	1	1	17,448	0.31
台東区	2,208	0.021	1	1	1	1	2,208	0.04
台東区	5,224	0.049	1	1	1	1	5,224	0.09
台東区	234,267	2.201	2	2	2	2	117,134	2.01
台東区	146,631	1.378	1	1	1	1	146,631	2.63
台東区	87,636	0.823	1	1	1	1	87,636	1.75
台東区	306,342	2.879	3	3	3	3	102,114	1.88
台東区	149,956	1.409	1	1	1	1	149,956	2.75
台東区	85,157	0.800	1	1	1	1	85,157	1.61
台東区	71,229	0.669	1	1	1	1	71,229	1.37
台東区	196,397	1.845	2	2	2	2	98,199	1.68
台東区	122,742	1.183	1	1	1	1	122,742	2.26
台東区	73,855	0.692	1	1	1	1	73,855	1.41
台東区	303,310	2.907	3	3	3	3	101,103	1.77
台東区	229,061	2.152	2	2	2	2	114,531	2.10
台東区	80,249	0.754	1	1	1	1	80,249	1.54
台東区	191,496	1.799	2	2	2	2	95,748	1.64
台東区	74,864	0.703	1	1	1	1	74,864	1.41
台東区	116,532	1.096	1	1	1	1	116,532	2.18
台東区	26,491	0.249	1	1	1	1	26,491	0.45
台東区	7,884	0.074	1	1	1	1	7,884	0.15
台東区	337	0.003	1	1	1	1	337	0.07
台東区	2,749	0.026	1	1	1	1	2,749	0.05
台東区	1,891	0.018	1	1	1	1	1,891	0.04
台東区	2,482	0.023	1	1	1	1	2,482	0.05
台東区	335	0.003	1	1	1	1	335	0.07
台東区	7,613	0.072	1	1	1	1	7,613	0.15
台東区	178	0.002	1	1	1	1	178	0.04
台東区	3,023	0.028	1	1	1	1	3,023	0.06

注) 1 特定都区市町村は国勢調査による。特別区の配当数に基づく定数は公選法第26条第2項を適用している。  
2 数値の単位は全て四捨五入とした。

規程(下水)

東京都下水道局管理規程第二十号

東京都下水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月八日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程

部を改正する規程

東京都下水道局指名業者選定委員会規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表委員の項中「経理部長」を「経理部長 計画調整 部長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局一般競争入札運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月八日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局一般競争入札運営委員会規程の一部を改正する規程

の一部を改正する規程

東京都下水道局一般競争入札運営委員会規程(平成八年東京都下水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正

する。

第三条第一項の表委員の項中「経理部長」を「経理部長  
部長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十九年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西東京市泉町二丁目千六百七  
十五番八の一部  
西東京市東伏見三丁目六番  
十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

東久留米市滝山一丁目四番二  
及び同番三の各一部  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

雑 報

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告す  
る。

平成二十九年九月八日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

東京都職員共済組合運営規則の一部変更につ  
いて

東京都職員共済組合運営規則（昭和三十七年十二月一日  
公告）の一部を次のように変更する。

別紙様式第二十八号中「一〇〇の五」を「二〇〇」に改める。

附則

この変更は、平成二十九年十月一日から施行する。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この紙は、資源のすべ  
リサイクルできます。